

## 6 月定例市議会開催

6 月 2 日（金）から 6 月 26 日（月）の 25 日間の日程で 6 月定例市議会が開催されました。当局からは条例の一部改正 9 案件、市道路線の廃止・認定や財産の取得（救助工作車 133, 100 千円）など 4 案件、一般会計など補正予算 3 案件のほか、農業委員会や公平委員会の委員任命、選任など 11 件の人事案件が出され、すべて原案どおり可決しました。

主な、議案と内容は次のとおりです。

### ◇ 犬山市役所出張所条例の一部改正

楽田出張所を楽田ふれあいセンター内に移転

### ◇ 「印鑑の登録」などに関する条例の一部改正

スマートフォンによるコンビニ交付申請が可能となるほか、窓口交付で本人確認ができる場合は、印鑑登録証の添付が不要となります。

### ◇ 犬山市立幼稚園条例の一部改正

夏休み等の長期休業時の預かり保育を実施

### ◇ 犬山市税条例の一部改正

令和 6 年度から新たに森林環境税（国税）として 1 人当たり 1 千円が、市民税と併せて徴収されます。

### ◇ 一般会計補正予算（第 4 号）（第 5 号）

- ・ 未就学児給食費無料化 53, 893 千円  
保育所等の給食費を本年 9 月から 7 か月間無料とする。（対象乳幼児；約 1600 人）
- ・ 楽田出張所移転関連 65, 237 千円  
アスベスト飛散防止対策を行った上で、現在の楽田出張所を解体します。
- ・ 小学 6 年生と中学 3 年生の給食費無料化  
本年 9 月から 7 か月間無料とする。（対象児童；約 1100 人 事業費；40, 453 千円）  
なお、この学年の給食費については、恒久的に無料化となります。



所属会派：創犬会  
議席番号：8

※所属常任委員会等

- ・ 民生文教委員会
- ・ 尾張北部環境組合議会議員

※就任各種協議会等

- ・ 景観審議会
- ・ 訪問介護ステーション運営協議会
- ・ 農業振興地域整備推進協議会

- ・ 新型コロナワクチン接種 102, 174 千円  
前年度繰越予算では不足する分を補正増
- ・ 城下トンネル改修 90, 200 千円  
犬山城下のトンネルをプレキャストコンクリートアーチにより補修工事実施
- ◇ 水道事業会計補正予算（第 1 号）
  - ・ 上水道基本料金無料化事業 125, 587 千円  
水道料金の基本料金を 7 月検針分から 8 か月分無料とする。

## 6 月定例議会 私の一般質問（要旨）

件名 1 空き家対策について

要旨① 固定資産税減免の概要と実績について

Q 4 年前、空き家除却に係る固定資産税減免に係る一般質問させていただきました。内容は、空き家となった建物を取り壊さない理由の一つとして、住宅用地には課税標準額の軽減があり、住宅が存在しなくなると、土地の税金が上がることになるため、一定期間、固定資産税を上げないような制度設計を提言したものです。これについては直ちに実行していただき、翌年の課税から適用されることとなりました。そこで、この制度概要と実績件数をお尋ねします。

A 周辺住民の生活環境の改善を図ることなどを目的として、令和 2 年に「犬山市危険空き家取壊し後の固定資産税の減免に関する要綱」を施行し、除却後の土地について、

所有者からの申請により、最大3年度分の税額(軽減分)を減免することとしています。なお、その土地が営利目的などで利用されたり、売買等で所有者が変更された場合は、減免が適用されなくなります。施行から今年度までの4年間で4件の申請があり、そのうちの3件に適用しています。

### 要旨② 住宅用地特例の解除について

**Q** 本年3月、特別措置法の一部改正案が閣議決定されました。現時点で判っている内容や施行日などの今後の予定についてお訊きします。

**A** 新たな対策として「管理不全空き家」という区分が設けられ、勧告を受けた管理不全空き家は、固定資産税の住宅用地特例を解除できると示されています。現段階でスケジュール等は示されていないので、今後、情報が判り次第、空家等問題対策協議会での意見などを踏まえ犬山市の現状に合った運用方法や内容について精査したいと考えています。

### 要旨③ 固定資産税減免の運用基準見直しについて

**Q** 更に当市の制度にインセンティブを持たせるということから、現在3年間という猶予期間を、もう1、2年延長してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**A** 減免期間の延長により、その分、新たな利活用に向けた動きが停滞してしまうことが懸念されるため、現時点では減免期間の延長は考えていません。

### 件名2 街路樹について

※市発行「議会の手帖」に掲載

### 件名3 五郎丸駅の復活に向けての布石について

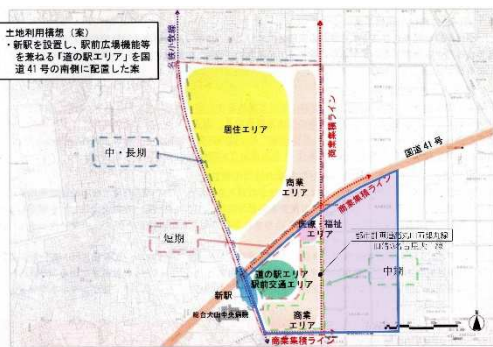
#### 要旨① 市街化区域編の可能性について

**Q** 原市長は、先の2月定例議会で道の駅の方向性について、この1年以内に結論を出す」と表明されました。本来、市街化調整区

域での大規模な開発や建築物を建築するための正攻法は、市街化区域編入で

す。そこで、確認の意味を含めて、当該地における市街化区域編入の可能性について、お伺いします。

**A** 市街化区域の編入には大きく5つの要件を満たす必要があります。犬山市都市計画マスタープランに位置づけのある橋



爪・五郎丸地区の新市街地検討エリアにおいては、規模の妥当性を満足し、基盤施設整備が確実な事業計画があれば、可能性があるものと認識しておりますが、農地として保全すべき区域などは原則として含めることができないとされていますので、こうした状況下では、市街化区域への編入は認められないものとなります。

#### 要旨② 将来に向けたまちづくりの提案について

**Q** 国道41号より南のエリアに誘致すべき施設として、犬山警察署の移転を考えます。そして、これに合わせ、運転免許センターのような施設を包括する形で、民間の自動車教習施設を誘致併設してはどう

国道41号五郎丸付近の土地利用計画図私案は、こちらをご覧ください。



かと思えます。また、屋内型キッズ施設用地を想定してはどうかと思っています。都市計画道路丸山五郎丸線沿線については、これまで取り組まれた都市計画法の規制緩和などによって、道の駅など、起爆的な施設が立地すれば、商業施設立地促進が期待できると考えますが、ここで質問させていただきます。ニュータウン西側については、商業施設の立地は難しいことから、住宅地を想定すべきと考えます。そこで、調整区域内地区計画による住宅地開発の可能性をお伺いします。

**A** 現在は許可要件を満たしておらず、農用地区域を含むため、その除外が確実な区域でなければなりません。ご提案の区域における住宅地は、現状において、市街化調整区域内地区計画を都市計画決定することはできないと考えています。

**Q(再質問)** 市長に再質問させて、いただきたく思います。道の駅の方角性の結論を出すにあたっては、「道の駅」単体で考えるのではなく、提案のように、長期的で大胆な視点に立って、望んで頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。

**A(市長)** 道の駅構想については、民間企業の進出と新しいまちづくりの可能性を探っていますが、万が一断念しなければならない場合であったとしても、ただ道の駅を作らないということを考えるだけではありません。道の駅に依らない新たな橋爪五郎丸地区の新しいまちづくりに向けて考えて行かなければなりません。そうしたことを踏まえて検討をしているところです。

これまでの一般質問や答弁などについては、ホームページからご覧いただけます。なお、市政について判らないことや困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

